

協議第54号

その他の事業の取扱いについて

個人情報保護の取扱いについて提出する。

平成16年5月11日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

個人情報保護の取扱いについて(合併協定項目:43)

個人情報保護については、新町において蘇陽町の条例を参考に制定する。

平成16年5月11日確認

矢部・清和・蘇陽合併推進協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	情報
事務事業番号	42	事務事業名	個人情報保護

事務局報告年月日	平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長 清和村 渡辺民雄
"	分科会代表 矢部町 石原博文

調整方針	個人情報保護については、新町において蘇陽町の条例を参考に制定する。
重要度	

調査項目	矢部町	清和村	蘇陽町	相違点・課題等
条例制定	未制定 条例（検討案）作成済 施行日 未定	未制定 施行日 未定	蘇陽町個人情報保護に関する条例（平成9年7月1日施行） （平成16年3月12日全部改正）	蘇陽町のみ条例化している。
開示手数料			写し1枚につき 20円	
個人情報保護審査会	上益城広域連合に郡内で共同設置	上益城広域連合に郡内で共同設置	蘇陽町個人情報保護審議会運用要領 定数 5人以内 任期 3年	
電算機における個人情報保護条例	矢部町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成元年4月1日施行）	清和村電子計算組織の管理運営に関する規則（平成2年9月1日施行） 条例なし	上記の条例にて包括的に取り扱う	

# 個人情報保護制度

【(熊本県個人情報保護制度のご案内) 参考資料】

## 個人情報保護制度とは？

情報通信技術の発展により、たくさんの情報を容易にやりとりできるようになるなど私たちのくらしは大変便利になりました。

しかし、個人情報本人の知らないところで集められたり、予期しないところで使われたりするなど個人の権利利益が侵害されるような事例もみられるようになりました。

そこで県では、熊本県個人情報保護条例を定め、教育や福祉分野をはじめ、さまざまな事業の中で取り扱っている個人情報を適切に保護するための基本的事項を定め、自己の情報を確認したり、事実の誤りに対し訂正を求めることができるようにするとともに、県民の皆さんや個人情報を取り扱う民間事業者に対しても個人情報保護の意識の啓発等の施策を行っていきことなどによって、県民の皆さん一人ひとりの権利利益の保護に努めていくことが制度の目的です。

## 個人情報とは？

個人の氏名、住所、所得、履歴など個人に関する情報であって、誰の情報であるか特定できるものをいいます。

## 対象となる実施機関は？

知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者が対象となっています。（「実施機関」といいます。）

## 県の実施機関が個人情報を取り扱うときのルールとは？

- 1 登録対象事務の登録簿の作成と閲覧  
個人情報を取り扱う事務のうち、台帳など個人が検索できる状態の行政文書を使用するものについては、その事務の名称や目的、情報の収集先等記載した登録簿を作成し、情報プラザなどで自由に閲覧できるようにしています。
- 2 個人情報を収集するとき(収集の制限)
  - (1) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、その事務に必要な範囲内で適法かつ公正な手段で収集します。
  - (2) 原則として、本人から収集します。
  - (3) 思想、信条、信教等の個人情報は、法令等の定めがあるときなどを除き収集しません。
- 3 個人情報を利用・提供するとき  
収集した個人情報を、事務の目的以外の目的で利用及び提供することは原則して行いません。
- 4 実施機関は個人情報の取り扱いに際して、原則として上記1から3のルールに基づき取り扱いますが、事務の目的の達成に支障があったり、公益上の必要その他相当の理由があるときなどは熊本県個人情報保護制度審議会の意見を聴いて例外的な取り扱いを行うことがあります。
- 5 通信回線を利用して個人情報を提供するとき  
ホームページへの掲載などにより個人情報を外部に提供することは原則として行いません。業務上やむを得ず提供するときは、熊本県個人情報保護制度審議会の意見を聴きます。

## 個人情報の開示請求の方法は？

どなたでも、行政文書に記録されたご自分の個人情報の開示を請求することができます。請求できるのは原則として本人のみですが、未成年者又成人被後見人の法定代理人の方は、本人に代わって請求することができます。

「申請様式ダウンロード」のページから様式をダウンロードし、必要事項を記入して提出して下さい。(情報プラザ(県庁新館1階)又は各地域振興局総務部総務課の受付窓口でも配布しております。)

実施機関は請求があった日から原則として15日以内に開示するかどうかの決定を行います。

また、請求に際してはご本人であることを確認する書類(免許証、パスポート等)が必要となります。法定代理人の方については併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)が必要です。

なお、県が実施する試験等の点数や順位など実施機関があらかじめ定めた個人情報については、結果発表後の定められた期間内において、その試験等が実施された場所で受験票など本人確認書類を持参のうえ口頭で請求すればただちに開示されます。

## 開示されない個人情報とは？

実施機関は個人情報の開示請求があったときは、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならないと定めることとします。ただし、法令等の定めにより開示しなければならないとされている情報や個人の評価に支障をおよぼすおそれのある情報などは開示されません。

## 自己情報開示の費用は？

閲覧は原則無料ですが、写しの交付(コピー)を希望される場合には費用を負担していただいております。

白黒コピー……20円/枚 カラーコピー……60円/枚

## 不開示の決定に不服があるときは？

不開示や部分開示の決定に不服があるときは不服申立てができます。

実施機関は熊本県個人情報保護審査会の意見を尊重したうえで、不服申立てに対する決定をします。

## 個人情報の訂正請求とは？

請求を受けたご自分の個人情報に事実の誤りがあったときは、その訂正を請求することができます。この手続は開示請求と同じですが、訂正内容が事実と合致することを証明する書類の提示が必要です。

## 個人情報の是正の申出とは？

どなたでも、県の実施機関における自己の個人情報の取り扱いについて、事務の目的以外で提供されているなど取扱いが不適切であると思われる方は、その是正を申し出ることができます。

是正申出書を提出していただくと、実施機関は必要な調査を行い、熊本県個人情報保護審査会の意見を聴いた上でその処理を行い、その結果を書面で通知します。

## 県民の皆さんへのお願い

個人情報保護制度は、一人ひとりが、自らの情報を不用意に他人に渡したり、他人の権利利益を侵害することがないように注意するなど、個人情報保護に関する意識を高めていくことが大切です。

安全で快適な社会生活が送れるよう市町村民の皆さんのご協力が必要です。

## 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本原則(第三条 - 第八条)
- 第三章 国及び地方公共団体の責務等(第九条 - 第十一条)
- 第四章 個人情報の保護に関する施策等
  - 第一節 個人情報の保護に関する基本方針(第十二条)
  - 第二節 国の施策(第十三条 - 第十五条)
  - 第三節 地方公共団体の施策(第十六条 - 第十八条)
  - 第四節 国及び地方公共団体の協力(第十九条)
- 第五章 個人情報取扱事業者の義務等
  - 第一節 個人情報取扱事業者の義務(第二十条 - 第四十一条)
  - 第二節 民間団体による個人情報の保護の推進(第四十二条 - 第五十四条)
- 第六章 雑則(第五十五条 - 第六十条)
- 第七章 罰則(第六十一条 - 第六十四条) 附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本原則及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)のうち別に法律で定めるもの
- 四 特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち別に法

律で定めるもの

五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 第二章 基本原則

第三条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第八条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(利用目的による制限)

第四条 個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

(適正な取得)

第五条 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

(正確性の確保)

第六条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。

(安全性の確保)

第七条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

(透明性の確保)

第八条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

## 第三章 国及び地方公共団体の責務等

(国の責務)

第九条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、国の行政機関について、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、独立行政法人及び特殊法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第四章 個人情報の保護に関する施策等

第一節 個人情報の保護に関する基本方針

第十二条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

四 独立行政法人及び特殊法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

五 個人情報取扱事業者及び第四十五条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

六 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項

七 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、国民生活審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

後 省略

# 参考資料

平成16年 3月12日公布

蘇陽町条例第 号

## 蘇陽町個人情報保護に関する条例

蘇陽町個人情報保護に関する条例（平成9年6月蘇陽町条例第20号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則(第1条 第6条)
- 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護
  - 第1節 個人情報の取扱い(第7条 第12条)
  - 第2節 個人情報の開示及び訂正等(第13条 第33条)
- 第3章 事業者が保有する個人情報の保護(第34条 第40条)
- 第4章 個人情報保護審議会(第41条)
- 第5章 雑則(第42条 第43条)
- 第6章 罰則(44条 - 48条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、個人情報に関する情報の取扱いについての基本的事項を定め、町の実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図り町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、町政の適正な運営に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。  
ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 町長、教員委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は收受した文書、図面及び電磁的記録（電子的方式、

電磁的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)であって、決裁・  
回覧等の所定の事務手続きその他これに準じる手続きが終了し、実施機関が管理しているものをいう。  
ただし、次にあげるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧  
に供されているもの

イ 本町の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理し  
ているもの

(4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、  
個人情報の保護の重要性について町民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなら  
ない。その職を退いた後も同様とする。

(町民の責務)

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の  
個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する本町の施策に協力するととも  
に、個人及び事業者の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(適用除外)

第6条 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び  
同法第8条第1項の規定により総務庁長官に届け出られた統計調査(国が実施する調査に限る。)によって集  
められた個人情報並びに統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づき総務庁長官の承認を受けた  
統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係  
る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報及び「熊本県統計調査条例(昭和30年熊本県条例第19号)  
第2条に規定する統計調査によって集められた個人情報」については、この条例の規定は適用しない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲  
げる事項を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項につい  
ても同様とする。

- (1) 個人情報を取扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取扱う組織の名称
- (3) 個人情報を取扱う事務の目的
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報を取扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

4 実施機関は、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報を欠くことができないときは、この限りでない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを収集するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 他の実施機関から情報の提供を受けて収集するとき。

(6) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業で本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は事務事業の性質上本人から収集したのでは事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 国、他の地方公共団体及び実施機関以外の町の機関等(以下「国等」という。)から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(正確性及び安全性の確保)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を常に正確かつ最新に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必

要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第 10 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 実施機関の内部において利用する場合又は国等に提供する場合で、当該実施機関又は提供を受けるものの所掌事務の遂行に必要であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(7) その他個人情報を利用し、又は提供することによって町民福祉の向上又は公益上の利益がある場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと蘇陽町個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)で認められたとき。

(実施機関以外のものに対する提供の制限)

第 11 条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講ずることを求めるものとする。

2 実施機関は、町民福祉の向上又は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更するときも同様とする。

(委託に伴う措置等)

第 12 条 実施機関は、個人情報取扱事務の委託をするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の委託を受けたものは、実施機関が講ずる個人情報の保護のために必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止その他個人情報の保護のために必要な措置を講じな

ればならない。

3 第1項の委託を受けた事務に従事しているもの又は従事していたものは、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示及び訂正等

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録された自己の個人情報(第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。)であって、当該実施機関が保有するものの開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(実施機関の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、第22条に規定する方法により、開示請求者に対し、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報等)

第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされているもの
- (2) 開示することにより個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれのあるもの
- (3) 事業者に関する情報又は個人に関する事業情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであると認められるもの
- (4) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (5) 診療、指導、相談、選考、試験その他の個人に対する評価又は判断に関する事務事業に係る個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの
- (6) 調査、検査、交渉その他の事務事業に係る個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の実施の目的が損なわれ、又はその適正な執行を著しく困難にするおそれのあるもの
- (7) 事務事業の執行過程において作成し、又は入手した個人情報であって、開示することにより、当該事務事業の執行に係る公正な意志決定に著しい支障を生じ、又はその適正な執行を著しく困難にすることが明らかであるもの
- (8) 犯罪の捜査、争訟、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保及び秩序維持に関する事務に係る個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行を著しく困難にすることが明らかであるもの
- (9) 国等との間における協議、協力等により作成し、又は入手した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (10) 未成年者の法定代理人により開示請求された当該未成年者に係る自己情報であって、開示することによ

り、当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(個人情報の一部開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前条各号のいずれかに該当することにより開示しないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、開示しないことができる個人情報を除いて、開示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 17 条 実施機関は、開示請求に係る個人請求に開示できないことができる個人情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(自己情報の存否に関する情報)

第 18 条 開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人請求が存在しているか否かを答えるだけで、開示しないことができる個人情報を開示することになるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第 19 条 第 13 条第 1 項の規定により開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求しようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 代理人が開示請求をする場合は、その証明になるもの及びその理由
- (4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書の記載事項に不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第 20 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、速やかに、書面により当該決定の内容を通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、当該開示をする日時及び場所を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、第 1 項の規定により個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、

その理由を第2項の書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明らかにすることができるときは、その期日を同項の書面に記載しなければならない。

5 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、当該請求書を受理した日から起算し60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面により当該期間を延長する理由及び当該決定をすることができる期日を 開示請求者に通知しなければならない。

6 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときにおいて、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、その旨を書面により開示請求者に通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る自己情報に国等及び開示請求者以外の者(以下これを「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示等の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る自己情報が記録された行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、開示請求に係る第三者に関する情報が記録されている自己情報を第17条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る自己情報が記録された行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該期間を短縮することができる。

- (1) 当該自己情報を速やかに開示しなければならない公益上の必要があるとき。
- (2) 反対意見書を提出した第三者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。

4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第22条 開示は、次の各号に掲げる開示請求に係る個人情報の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る個人情報が行政文書に記録されているとき当該行政文書の閲覧又は写しの交付
- (2) 開示請求で行政文書が電磁的記録については、これらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項第1号に該当する場合において、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるときその他相当な理由のあるときは、当該行政文書の写しにより行うことができる。

(開示請求及び開示の特例)

第 23 条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第 19 条の規定にかかわらず、直ちに本人であることを確認し、前条に規定する方法により、開示するものとする。

(費用の負担)

第 24 条 第 22 条及び前条第 1 項の規定により個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該写しの作成及び送付に要する費用を徴収する。

(訂正等の請求)

第 25 条 何人も、開示を受けた実施機関が保有する自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(削除の請求)

第 26 条 何人も、第 8 条に規定する個人情報の収集の制限を超えて自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の削除の請求をすることができる。

(中止の請求)

第 27 条 何人も、第 9 条の規定に違反して自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止の請求をすることができる。

(訂正等の請求の方法)

第 28 条 第 25 条第 1 項に規定する訂正、第 26 条に規定する削除、又は前条に規定する目的外利用等の中止の請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書に当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を添えて提出し又は提示しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等を求める箇所及び内容
- (4) 代理人により訂正等請求をする場合は、その証明になるもの及びその理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 第 13 条第 2 項並びに第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正等の請求の方法について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第 29 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する請求書を受理したときは必要な調査を行い、当該請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、当該訂正等の請求に係る個人情報の訂正等をするかどうかを決定しなければならない。ただし、前条第 2 項において準用する第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする事と決定したときは、速やかに訂正等をした上、訂正等の請求をした者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部について訂正等をしない事と決定したときは、速やかに、訂正等の請求をした者に対し、その旨及び理由を記載した書面により通知しなければならない。

4 第20条第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(訂正等をしない個人情報)

第30条 実施機関は、訂正等請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該自己情報の訂正等をしないものとする。

- (1) 法令等の規定により訂正等を行うことができないとされているもの
- (2) 当該実施機関に訂正等を行う権限がないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに相当の理由があるもの

(苦情の申出)

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(不服の申立てがあった場合の措置)

第32条 実施機関は、第20条第1項又は第29条第1項の規定による決定に関し行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく審議会に当該不服申立てに対する決定又は裁決についての諮問をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示しない旨の決定又は訂正等をしない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書及び自己情報の全部を開示又は訂正等をするとき。ただし、当該開示等の決定又は訂正等の決定について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は訂正等請求をした者(開示請求者又は訂正等請求をした者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示等の決定又は訂正等の決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

3 第21条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示等の決定又は訂正等の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示等の決定又は訂正等の決定を変更し、当該開示等の決定又は当該訂正等の決定に

係る自己情報を開示する旨の決定若しくは裁決又は訂正等をする旨の決定若しくは裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）をするとき。

(他の制度との調整等)

第 33 条 他の法令等の規定により、実施機関に対し、自己の個人情報の閲覧若しくは写しの交付を求め、又は訂正等を請求することができるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

2 他の法令等の規定により閲覧し、又は写しの交付を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の請求の規定がない場合には、当該個人情報は、第 20 条第 1 項の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第 25 条から第 32 条までの規定を適用する。

### 第 3 章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者の責務)

第 34 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

3 事業者のうち町が出資する法人であって実施機関が定めるものは、実施機関がこの条例の規定に基づいて行う施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(意識啓発等)

第 35 条 町長は、事業者に対し、個人情報の適切な保護措置を講ずるよう意識啓発並びに指導及び助言を行うものとする。

(説明等の要求)

第 36 条 町長は、事業者が個人情報を不適正に取扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第 37 条 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 38 条 町長は、事業者が第 36 条の規定による説明若しくは資料の提出を正当な理由なく拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に対し、あらかじめ、弁明の機会を与えとともに、審議会の意見を聴くものとする。

(苦情相談の処理)

第 39 条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(国等との協力)

第 40 条 町長は、この章の規定に基づく施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応じ、個人情報の保護を図るよう努めるものとする。

#### 第 4 章 個人情報保護審議会

(個人情報保護審議会)

第 41 条 第 32 条第 1 項の審査、第 38 条第 2 項の審議及び個人情報の保護に関する事項についての審議を行うため、審議会を設置する。

2 審議会は委員 5 人以内をもって組織する。

3 委員は町民及び学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

4 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、第 1 項に規定する審議のため必要があると認めた場合は、不服申立人、実施機関の職員、その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

6 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 第 5 章 雑則

(実施状況の公表)

第 42 条 町長は、毎年度この条例による個人情報の開示及び訂正等の実施状況を公表するものとする。

(適用除外)

第 43 条 この条例の規定は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計を作成するために収集された個人情報  
(2) 統計法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査により収集された個人情報  
(3) 統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集により得られた個人情報

(4) 図書館その他の本町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている行政文書に記録されている個人情報

2 他の法令等(蘇陽町情報公開条例(平成 年条例第 号)を除く)に自己情報の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

3 分類・整理されていない個人情報で、同一の利用目的に係る著しく大量にあるためその中から特定の個人情報を検索することが著しく困難である者は、開示・訂正・利用停止の請求については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(委任)

第 44 条 この条例の施行に関し、実施機関が保有する個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が保有する個人情報の保護について必要な事項は町長が定める。

## 第 6 章 罰則

第 45 条 実施機関の職員若しくは職員であつた者、審査会委員である者若しくは委員であつた者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された行政文書を提供したときは、20 万円以下の罰金に処する。

2 受託者の代表者又はその代理人、使用人その他の従業者が、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者に対しても前項の罰金に処する。

第 46 条 前条に規定する者が、業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、10 万円以下の罰金に処する。

第 47 条 実施機関の職員が職権を濫用して、職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、電磁的記録を収集したときは、10 万円以下の罰金に処する。

第 48 条 偽りその他不正手段により個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(個人情報保護に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取扱う事務の届出については、第 7 条第 1 項規定中「個人情報を取扱う事務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報を取扱う事務については」と読み替えて適用する。